

退職される方へのご案内をお願いします。

退職する方に

○総務課から退職の手続きについて案内の書類が、届くことをお伝えください。

※週20時間以上勤務の方は、雇用保険のみ加入していますので手続きが必要です。

総務課では理事長決裁が下りましたら、別紙のご案内の書類をお渡ししています。



①退職後の社会保険について

退職後の健康保険の加入と60歳未満の方には、国民年金の加入のご案内をしています。

②雇用保険の手続きについて

「離職票交付希望の有無」の確認を行います。

*離職票は退職後失業給付を受けるために必要です。

③住民税の支払方法について

毎月の給与から住民税を控除していますので、最終の給与からまとめて払う「一括徴収」又は退職後にご本人に納付してもらう「普通徴収」かを選択していただきます。

返信内容を確認後、①～③の手続き書類をお渡ししています。

その他

・退職金の有無について

期間等に応じて対象者が異なるため、支給対象者には総務課担当者より対象者本人に連絡をします。

・各種精算について

通勤手当等の精算が発生する場合があります。

定期券等の通勤手当の支給を受けている方は、注意願います。

退職手続きに関するご案内

下記ご確認の上、別紙『退職に伴う確認事項』へ必要事項を記入し、総務課へご提出ください。

◆健康保険・厚生年金保険について

- ・健康保険証（本人及び扶養家族）を所属の施設または、総務課へご返却ください。
退職日の翌日以降は使用できません。
- ・退職後の健康保険・国民年金等の詳細については、別紙『資格喪失後の健康保険・国民年金について』をご確認ください。
- ・資格喪失証明書について、社会保険の資格喪失後、国民年金保険等に加入する方は市区町村での手続きの際に必要なになります。発行が必要な方は、<別紙 退職に伴う確認事項②>にてご回答ください。

◆雇用保険について

- ・雇用保険資格喪失手続き完了後、雇用保険被保険者証を送付いたします。
- ・失業給付を受ける場合は雇用保険被保険者離職者票2が必要になりますので、発行を希望する方は<別紙 退職に伴う確認事項③>にてご回答ください。
※59歳以上の方はご本人の希望の有無にかかわらず、必ず離職票を発行いたします。

【送付時期の目安について】

- ・離職票を発行しない場合は、退職日から2週間程度で送付いたします。
- ・離職票を発行する場合は、翌月払いの手当（時間外労働手当等）も含めて計算を行うため、退職翌月の給与額確定後に離職票発行手続きを行いますので、退職翌月25日頃に送付いたします。

◆福利厚生倶楽部について

- ・会員証（本人及びご家族分）を所属の施設または、総務課へご返却ください。

◆財形貯蓄について（ご加入者のみ）

- ・財形貯蓄の種類ごとに解約の届出が必要になりますので、財形担当者へご連絡をください。

◆退職金の有無について

- ・期間等に応じて対象者が異なるため、支給対象者には総務課担当者より対象者本人に連絡をします。

◆各種清算について

- ・通勤手当等の精算が発生する場合があります。
定期券等で通勤手当の支給を受けている方は注意願います。

退職に伴う確認事項

下記に必要事項をご記入いただき、 月 日までに、総務課へご提出ください。

施設名

氏名

① 退職後の健康保険について（レ点をご記入ください。）

加入する

加入しない

任意継続健康保険

国民健康保険

ご家族の健康保険の扶養

※詳細は別紙『資格喪失後の健康保険・国民年金について』をご参照ください

② 健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書について（レ点をご記入ください。）

発行を希望する

発行を希望しない

③ 雇用保険被保険者離職者票2について（レ点をご記入ください。）

発行を希望する

発行を希望しない

（※59歳以上の方は希望の有無にかかわらず必ず発行いたします。）

④ 最終出勤予定日： 月 日

⑤ 退職後の書類の送付先・連絡先について

変更無

変更有 ご住所：(〒 -)

 連絡先：

【問い合わせ先】

法人事務局総務課 村上・岸本

TEL：072-784-9987

資格喪失後の健康保険・国民年金について

★ 健康保険

会社を退職すると今使用している保険証は退職日の翌日以降使用できなくなります。
退職日以降に加入できる健康保険は主に次の3つです。
※転職等される方で下記の保険については不要な場合があります

①任意継続健康保険

被保険者期間が2ヶ月以上あり、退職した翌日から20日以内に自宅住所を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に届出をすることで、任意継続保険の被保険者になることができます。加入期間は最長で2年間です。加入される場合、申請書は後日お渡します。

毎月10日までに保険料を納付しないと、資格を喪失します。

保険料は退職時保険料の会社負担分を含めた金額です。(保険料は、個人負担分と会社負担分との折半なので給与から引かれている保険料の2倍の金額が任意保険の保険料になります。)

ただし、保険料の上限は月額30,720円(介護保険該当者は月額36,120円)です。

※任意保険に加入する場合、1ヶ月の保険料は、 円になります。(協会けんぽ兵庫 加入)

※退職後の手続きになりますので、申請書はご自身で協会けんぽへ送付をお願いします。

②市区町村の国民健康保険

手続きは各市区町村の国民健康保険の窓口です。(14日以内に届出)

加入していた保険の資格喪失証明書が必要です。保険料は市区町村によって異なります。資格喪失証明書は、総務課で発行します。

※国民健康保険の保険料は、こちらではわかりませんので市役所等へお問い合わせください。

③家族の健康保険の扶養

扶養者となることができるのは年収130万円未満(60歳以上は180万円未満)で被保険者の年収の2分の1未満であることなどの条件があります。また、雇用保険の失業給付を日額3,612円以上受給する場合、受給期間中は被扶養者にはなれません。扶養認定の詳細につきましては、ご家族が加入する健康保険担当へご確認ください。(資格喪失証明書、退職証明等の提出を求められる場合があります。その場合、総務課で発行しますのでお知らせください。)

★ 国民年金 (加入20歳～60歳未満)

会社に勤務している時は、第2号被保険者として厚生年金に加入していたのですが、退職すると継続して加入できませんので国民年金第1号被保険者となる手続きすることになります。また配偶者が扶養に入っている場合は、配偶者の方も第1号被保険者となる手続きが必要となります。

手続きは、各市区町村の国民年金保険の窓口です。(14日以内に届出)

資格喪失証明書が必要ですが、国民健康保険と兼用になっています。

また退職後、配偶者の健康保険の扶養に入ると第3号被保険者となります。こちらは健康保険の加入の手続きの際、同時に行われます。 ※国民年金保険料は、16,610円